

# 指定訪問看護重要事項説明書

当事業所はご利用者に対して、指定訪問看護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

## 1. 事業者

- |           |                    |
|-----------|--------------------|
| (1) 法人名   | 医療法人 天翔会           |
| (2) 法人所在地 | 鹿児島県鹿児島市薬師二丁目7番62号 |
| (3) 電話番号  | 099-259-2038       |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 五反田 満幸         |
| (5) 設立年月  | 平成 4年 4月           |

## 2. 事業所の概要

- |             |                                     |
|-------------|-------------------------------------|
| (1) 事業所の種類  | 訪問看護事業 平成12年4月1日指定                  |
| (2) 事業所の名称  | 鹿児島中央訪問看護ステーション                     |
| (2) 事業所の所在地 | 鹿児島県鹿児島市薬師一丁目16番5号                  |
| (3) 電話番号    | 099-252-4878                        |
| (4) 管理者氏名   | 下野 昌代                               |
| (5) 公費指定    | 小児慢性特定疾患治療研究事業<br>特定疾患治療研究事業 生活保護制度 |

### (6) 事業の目的

当事業所の看護師その他の従業者が、疾病または負傷により居宅において継続して療養を受ける状態にあり、主治医が必要と認めた者に対し、主治医の「訪問看護指示書」に基づき、適切な指定訪問看護を提供することを目的とする。

### (7) 事業の運営方針

訪問看護計画に基づき、病状の観察、主治医への報告、入浴介助、相談及び援助、生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように努める。

## 3. 当事業所の特徴

- (1) 24時間体制で病状に変化があり不安なときはいつでも看護師が訪問します。
- (2) ご家族の心に寄り添いながらケアを提供します。
- (3) 子どもの成長を考えた個別のリハビリテーションを提供します。
- (4) 看護師・療育・教育等の専門職と情報交換・連携をとり、心のこもったケアを提供し、安心して在宅で過ごせるようにサポートします。

#### 4. 事業所の設備及び備品

事業所には、訪問看護事業を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けており、また、訪問看護の提供に必要な設備及び備品を常備しています。

#### 5. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 鹿児島市
- (2) 営業日(定期訪問)及び営業時間  
月曜日～土曜日 09:00～18:00
- (3) 休業日 日曜日・祝日  
お盆(8/13～15) 年末年始(12/29～1/3)

※但し、24時間連絡体制となっており緊急時はいつでも対応します

#### 6. 職員配置および看護体制

- (1) 職員配置(令和7年10月現在)

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準
管理者	1名		1.0名	1.0名
訪問看護師	3名	7名	5.5名	2.0名
理学療法士		1名		

※職員の配置については、指定基準を遵守しています

※指定基準内において配置人員数を変更する場合があります。

- (2) 看護体制

- ① 受け持ち制 : 基本的に受け持ち看護師が継続して訪問します  
※利用者との信頼関係を大切にし、親身になって看護に当たります  
※状況に応じて担当が変わることがあります
- ② 主治医の指示のもと利用者の要望や病状に応じた看護計画を立案し、健康の保持に努めます。
- ③ 1カ月ごとに主治医に報告書を作成・提出し、看護の方法について評価すると共に翌月の看護に活かします。

#### 7. サービス内容

- (1) 健康状態の観察
- (2) 人工呼吸器・胃瘻・鼻腔栄養・酸素吸入・吸引・ストーマ・留置カテーテルなど医療機器の管理
- (3) 沐浴・入浴・清拭・排泄などの日常生活ケア
- (4) 環境調整・哺乳・離乳食・排泄コントロールなどの育児支援・育児指導
- (5) こどもの発達(自立)を考えたリハビリテーション
- (6) 利用者の日常生活全般について、母親(介護者)からの相談への対応

## 8. サービス利用料金

訪問看護サービスの利用料は、医療保険各法の法定利用料に定められる金額となります。

詳細は、【別紙】「サービス利用料と自己負担額について」をご参照ください。

尚、サービス利用契約中にこれらに変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適応されるものとします。

### (1) 自己負担額

サービス利用料の内、利用者の負担割合に基づく額および保険外利用分を自己負担額としてお支払いいただきます。

保険外サービスは、【別紙】「サービス利用料と自己負担額について」をご参照ください。また利用料および自己負担額等について個別に詳しく知りたい場合は、担当者にお申し出下さい。

## 9. サービス利用料等の請求と支払方法

### (1) 利用料等の請求

実際に受けられたサービスごとに計算した請求書を、利用月の翌月 10 日前後にお届けします。

### (2) 利用料等の支払い

請求書に基づく金額を、自動引落しにて集金させていただきます。

ご希望に応じて、請求書お届け月内にて集金も可能です。

## 10. サービスの中止・変更・追加

利用者側の都合により、訪問看護の利用を中止(キャンセル)又は変更、もしくは新たなサービス利用の追加をすることができます。この場合には、サービスの実施の前日までにご連絡下さい。当日の訪問キャンセルは、場合によりキャンセル料をいただくことがあります。但し、急な体調不良や緊急の入院など致し方ない場合はこの限りではありません。

## 11. サービス利用に関する留意事項

### (1) サービス提供を行う訪問看護師

サービス決定時に担当の看護師を決定します。但し、実際のサービス提供に当たっては、複数の訪問看護師が交代してサービスを提供することがあります。

### (2) サービス実施時の留意事項

#### ① 定められた業務以外の依頼の禁止

ご利用者は「7. サービス内容」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

#### ② 訪問看護サービスの実施に関する指示・命令

訪問看護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問看護サービスの実施に当たって利用者の事情・意向に十分配慮するものとします。

#### ③ 備品等の使用

訪問看護サービス実施のために必要な電気・ガス・水道等は無償で使用させていただきます。

### (3) 訪問看護師の禁止行為

訪問看護師は、ご利用者に対する訪問看護サービスの提供に当たって、次に該当する行為は行いません。

- ① ご利用者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受及び飲食等のもてなしをうけること
- ② ご利用者家族等に対する訪問看護サービスの提供
- ③ 飲酒、及びご利用者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ④ ご利用者もしくはその家族に対して行う宗教活動、政治行為、営利活動
- ⑤ その他、ご利用者もしくはその家族に行う迷惑行為

### (4) ご利用者の禁止行為

- ① 「7. サービス内容」に定められたサービス以外の業務依頼。
- ② 看護師等の心身に危害を及ぼす行為
- ③ 事業者又は事業所の運営に支障を与える行為
- ④ 以上の他、訪問看護の提供を困難にする行為

### (5) 駐車場の確保

車にて移動しますので駐車場の確保をお願いします。

### (6) 研修医・看護学生の研修への協力

当事業所は、地域医療と在宅看護の研修機関としての役割を担っており、それらに伴う研修医・看護学生などの同行訪問をお願いすることがあります。

## 1.2. 訪問看護契約の終了

契約期間中であっても訪問看護契約は、次に掲げる事由によって終了します。

### (1) 当然の終了

- ① 主治医が訪問看護の必要性がないと認めたとき
- ② 利用者の死亡
- ③ 事業所の滅失又は重大な毀損により、訪問看護の提供が不可能になったとき
- ④ 事業所がその指定を取り消されたとき

### (2) 利用者の契約解除による終了

- ① 利用者が入院したとき
- ② 事業者がその責めに帰すべき事由により訪問看護契約条項に違反したとき
- ③ その他やむを得ない事由があるとき

### (3) 事業者の契約解除による終了

- ① 利用者が利用料等の支払いを正当な理由なく3ヶ月以上遅延し、事業者が相当の期間を定め催告したにも関わらずその支払いをしなかった時
- ② 利用者が前述「1.1(4).利用者の禁止行為」記載事項に違反したとき、その他事業者の責に帰すことのできない事由により、当該利用者に対して訪問看護を提供することが著しく困難になったとき

### 13. 緊急時の対応について

ご利用者の体調や状態の変化、その他の緊急事態が生じた場合、状況により主治医と連絡を取り指示に従って適切な看護を行います。介護や、病状に関して不安なとき、判断に迷われるときはいつでもご連絡ください。

**【鹿児島中央訪問看護ステーション 緊急連絡先】**

**電話番号 099-252-4878**

**※時間外・休業日は担当者へ電話転送されますので、  
おかけになったままお待ちください**

### 14. 事故発生時の対応について

ご利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合には、速やかに状況を的確に把握判断し、主治医に連絡し、指示に従い適切に対応します。

また、事業者の責に帰する事由により利用者に損害を生じさせたときは、その損害を速やかに対応します。

### 15. 災害発生時の対応について

災害発生時には、緊急連絡先および指定緊急避難場所・指定避難場所の確認等、可能な限り迅速かつ安全に対応できるよう努めます。

### 16. 秘密の保持（個人情報の保護）について

- (1) 事業者、サービス従業者又は従業員は、訪問看護サービスを提供する上で知りえたご利用者及びその家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。
- (2) 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要がある場合には医療機関等にご利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- (3) 事業者は、利用者に係わる他の介護サービス事業者・相談支援事業所・居宅介護支援事業者等との連携を図るなど、正当な理由がある場合にご利用者及びご家族等の個人情報を用いることができるものとします。
- (4) 事業者は、ご用者及びその家族等の個人情報を「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守して適切に取り扱います。

### 17. 苦情の受付について

当事業所に対する苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

- (1) 苦情受付窓口 下野 昌代
  - 電話番号 099-252-4878
  - 受付時間 月曜日～金曜日 09:00～18:00
- (2) 行政機関その他苦情受付機関
  - 窓口 : 鹿児島市保健所生活衛生課医務薬務係
  - 原則として、電話窓口 電話番号 : 099-803-6881
  - 受付時間 08:30～12:00 13:00～17:15

【別紙】 サービス利用料と自己負担額について（目安） （単位：円／回）2024年度改訂～

項目			利用料	自己負担額			
				2割	3割		
① 基本療養費	訪問看護基本療養費（Ⅰ）		週3日目まで	5,550	1,110	1,670	
			週4日目以降	6,550	1,310	1,970	
	加算	乳幼児加算（6歳未満） （※1）		1日につき	1,300	260	390
		難病等複数回訪問加算		1日に2回	4,500	900	1,350
				1日に3回以上	8,000	1,600	2,400
		緊急訪問看護加算		1日	2,650	530	800
		長時間訪問看護加算 ※2		週1回まで	5,200	1,040	1,560
		複数名訪問看護加算		週1回まで	4,500	900	1,350
		夜間・早朝訪問看護加算		1回／日	2,100	420	630
深夜訪問看護加算		1回／日	4,200	840	1,260		
② 管理療養費	訪問看護管理療養費		月の初日	7,670	1,530	2,300	
			2日目以降	3,000	600	900	
	加算	●24時間対応体制加算		1回／月	6,520	1,300	1,960
		特別管理加算Ⅰ		1回／月	2,500	500	750
		特別管理加算Ⅱ		1回／月	5,000	1,000	1,500
		退院時共同指導加算 ※3		退院時1回	8,000	1,600	2,400
		特別管理指導加算 ※4		追加加算	2,000	400	600
		退院支援指導加算 ※5		退院日1回	6,000	1,200	1,800
				90分未満 90分以上	8,400	1,680	2,520
在宅患者連携指導加算 ※6		1回／月	3,000	600	900		
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 ※7		2回／月まで	2,000	400	600		
看護・介護職員連携強化加算 ※8		1回／月	2,500	500	750		
③ 他	訪問看護情報提供療養費 1・2・3 ※9 （市町村・学校・医療機関 各所につき）		1回／月	1,500	300	450	
	訪問看護ターミナルケア療養費		適応時	25,000	5,000	7,500	

●24時間対応体制加算

電話等による看護に関するお問合せに、常時対応しております。

緊急時は必要に応じて訪問看護を行う体制にあります。時間外・休業日は電話転送されます。

サービス利用料は、①+②+③ の合計となり、利用者の負担割合分が自己負担額となります。

重度心身障害者等医療費・乳幼児医療費等の各種助成制度もご利用できます。

※1：6歳未満で超重症児又は準超重症児、厚生労働大臣が定める疾病状態等の利用者

- ※2：厚生労働大臣が定める疾病状態等・特別訪問看護指示書を受けている利用者に対し  
90分を超えた場合。15歳未満の超重症児又は準超重症児は週3回まで可
- ※3：医療機関等から退院に当たり、主治医または医療機関などの職員とともにご利用者本人や  
その看護者に対して在宅療養に必要な指導を行った場合。  
厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に関り2回まで
- ※4：厚生労働大臣が定める状態等に該当する場合
- ※5：15歳未満の超重症児または準超重症児、厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、特別訪問看護指  
示書を受けている利用者に対し、退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合
- ※6：医療関係職種間で文書などにより情報共有を行い、診療情報をもとに療養上必要な指導を行った  
場合
- ※7：利用者の状態の急変などに伴い、医療機関・歯科医師・薬剤師・ケアマネージャー・相談支援  
専門員等、保険医療機関等と共同でカンファレンスを行い、療養上必要な指導を行った場合
- ※8：喀痰吸引等の業務を行う介護職員等の支援を行った場合
- ※9：1・居住地を管轄する市町村、特定相談事業所からの求めに応じ文書で情報提供を行った場合  
2・保育園幼稚園、学校（入学・転学時）からの求めに応じ文書で情報提供を行った場合  
3・医療機関等に入院・入所する際、主治医に対し文書で情報提供を行った場合

医療機関より訪問看護指示書が交付された際、訪問看護指示料が発生します。

自己負担額 2割 600円／3割 900円

### サービス利用料（その他）について

- (1) 訪問時間の追加の場合 1,000円（30分に付き）
- (2) 自費の場合（当日2回目の訪問、3回／週を超える場合）

医療行為の有る場合に限る

時間帯	サービス利用料
6：00～8：00	5,000円（30分に付き）
8：00～18：00	4,000円（30分に付き）
18：00～22：00	5,000円（30分に付き）
22：00～6：00	6,000円（30分に付き）